

看護師養成所管理運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第37号

看護師養成所管理運営規則の一部を改正する規則

看護師養成所管理運営規則（昭和45年岩手県規則第7号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																												
<p>(定員及び修業年限)</p> <p>第2条 学生の定員及び修業年限は、次のとおりとする。</p> <table border="1"><thead><tr><th>学院名</th><th>入学定員</th><th>総定員</th><th>修業年限</th></tr></thead><tbody><tr><td>岩手県立水沢 高等看護学院</td><td>40人</td><td>80人</td><td>2年</td></tr><tr><td>岩手県立一関 高等看護学院</td><td colspan="3">[略]</td></tr><tr><td colspan="4">[略]</td></tr></tbody></table> <p>(教育内容)</p> <p>第5条 授業科目、単位数その他の教育の内容は、別表第1及び別表第2に掲げるとおりとする。</p> <p>(入学資格)</p> <p>第6条 学院に入学することができる者は、次に掲げる者で入学試験に合格したものでなければならない。</p> <p>(1) <u>岩手県立水沢高等看護学院</u>にあつては、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号。以下「法」という。）第8条に規定する免許を得た後3年以上業務に従事している准看護師又は学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する高等学校若しくは中等教育学校を卒業している准看護師</p> <p>(2) <u>岩手県立一関高等看護学院、岩手県立宮古高等看護学院及び岩手県立二戸高等看護学院</u>にあつては、学校教育法第90条第1項に該当する者</p> <p>(受験手続)</p> <p>第8条 学院へ入学しようとする者は、次に掲げる書類及び入学選考料を学院長に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>岩手県立水沢高等看護学院</u>にあつては、入学願書（様式第1号）、内申書（様式第2号及び様式第3号）、准看護師学校又は准看護師養成所（以下「准看護師養成施設」という。）が発行する成績証明書、就業証明書（様式第4号）その他学院長が別に定める書類</p> <p>(2) <u>岩手県立一関高等看護学院、岩手県立宮古高等看護学</u></p>	学院名	入学定員	総定員	修業年限	岩手県立水沢 高等看護学院	40人	80人	2年	岩手県立一関 高等看護学院	[略]			[略]				<p>(定員及び修業年限)</p> <p>第2条 学生の定員及び修業年限は、次のとおりとする。</p> <table border="1"><thead><tr><th>学院名</th><th>入学定員</th><th>総定員</th><th>修業年限</th></tr></thead><tbody><tr><td>岩手県立一関 高等看護学院</td><td colspan="3">[略]</td></tr><tr><td colspan="4">[略]</td></tr></tbody></table> <p>(教育内容)</p> <p>第5条 授業科目、単位数その他の教育の内容は、別表に掲げるとおりとする。</p> <p>(入学資格)</p> <p>第6条 学院に入学することができる者は、<u>学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条第1項に該当する者</u>であつて入学試験に合格したものでなければならない。</p> <p>(受験手続)</p> <p>第8条 学院へ入学しようとする者は、次に掲げる書類及び入学選考料を学院長に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>別に定める様式による入学願書</u>その他学院長が別に定</p>	学院名	入学定員	総定員	修業年限	岩手県立一関 高等看護学院	[略]			[略]			
学院名	入学定員	総定員	修業年限																										
岩手県立水沢 高等看護学院	40人	80人	2年																										
岩手県立一関 高等看護学院	[略]																												
[略]																													
学院名	入学定員	総定員	修業年限																										
岩手県立一関 高等看護学院	[略]																												
[略]																													

院及び岩手県立二戸高等看護学院にあつては、入学願書(様式第5号) その他学院長が別に定める書類

(3) 推薦に基づく選考による場合にあつては、前各号に掲げるもののほか、推薦書(様式第6号)  
(入学許可及び入学手続)

第9条 [略]

2 前項の規定により入学を許可された者は、入学を許可された日から10日以内に保証人2人と連署した誓約書(様式第7号)を学院長に提出しなければならない。

3 [略]

(休学)

第11条 学生は、病気その他の理由のため、1箇月以上修学することができないときは、保証人が連署した休学願(様式第8号)により、学院長に休学を願い出ることができる。この場合において、休学の理由が病気の場合は、医師の診断書を添えなければならない。

2・3 [略]

(復学)

第12条 休学中の学生は、休学の理由がなくなったことにより復学しようとするときは、保証人が連署した復学願(様式第9号)により、学院長に復学を願い出なければならない。この場合において、休学の理由が病気の場合は、医師の診断書を添えなければならない。

2 [略]

(転学)

第13条 [略]

2 法の規定により指定を受けた学校又は看護師養成所に転学しようとする学生は、保証人が連署した転学願(様式第10号)により、学院長に転学を願い出なければならない。

(退学)

第14条 退学しようとする学生は、保証人が連署した退学願(様式第11号)により、学院長に届け出なければならない。

(単位の取得及び修了認定)

第17条 [略]

2・3 [略]

4 学院長は、教育上有益と認めるときは、学生が学院に入学する前に次に掲げる学校等において別表第1及び別表第2に規定する教育内容と同一の内容の科目について修得した単位を、所定の課程の修了に必要な単位数の2分の1を超えない

める書類

(2) 推薦に基づく選考による場合にあつては、前号に掲げるもののほか、別に定める様式による推薦書  
(入学許可及び入学手続)

第9条 [略]

2 前項の規定により入学を許可された者は、入学を許可された日から10日以内に保証人2人と連署した別に定める様式による誓約書を学院長に提出しなければならない。

3 [略]

(休学)

第11条 学生は、病気その他の理由のため、1箇月以上修学することができないときは、保証人が連署した別に定める様式による休学願により、学院長に休学を願い出ることができる。この場合において、休学の理由が病気の場合は、医師の診断書を添えなければならない。

2・3 [略]

(復学)

第12条 休学中の学生は、休学の理由がなくなったことにより復学しようとするときは、保証人が連署した別に定める様式による復学願により、学院長に復学を願い出なければならない。この場合において、休学の理由が病気の場合は、医師の診断書を添えなければならない。

2 [略]

(転学)

第13条 [略]

2 保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)の規定により指定を受けた学校又は看護師養成所に転学しようとする学生は、保証人が連署した別に定める様式による転学願により、学院長に転学を願い出なければならない。

(退学)

第14条 退学しようとする学生は、保証人が連署した別に定める様式による退学願により、学院長に届け出なければならない。

(単位の取得及び修了認定)

第17条 [略]

2・3 [略]

4 学院長は、教育上有益と認めるときは、学生が学院に入学する前に次に掲げる学校等において別表に規定する教育内容と同一の内容の科目について修得した単位を、所定の課程の修了に必要な単位数の2分の1を超えない範囲で学院におけ

範囲で学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

(1)～(10) [略]

5 学院長は、教育上有益と認めるときは、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第39条第1号の規定に該当する学生が学院に入学する前に別表第1及び別表第2に規定する基礎分野の教育内容と同一の内容の科目について修得した単位（前項の規定に基づき学院において修得したものとみなされたものを除く。）を、学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

第18条 学院長は、所定の課程を修了したと認めた学生には、卒業証書（様式第12号）を授与する。

る授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

(1)～(10) [略]

5 学院長は、教育上有益と認めるときは、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第39条第1号の規定に該当する学生が学院に入学する前に別表に規定する基礎分野の教育内容と同一の内容の科目について修得した単位（前項の規定に基づき学院において修得したものとみなされたものを除く。）を、学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

第18条 学院長は、所定の課程を修了したと認めた学生には、卒業証書（様式）を授与する。

備考 改正部分は、下線の部分である。

別表第1を削る。

改正前			改正後		
別表第2（第5条関係）			別表（第5条、第17条関係）		
岩手県立一関高等看護学院、岩手県立宮古高等看護学院及び岩手県立二戸高等看護学院教育課程					
教育内容		単位数	教育内容		単位数
基礎分野	[略]	[略]	基礎分野	[略]	[略]
	人間と人間生活の理解			人間と生活・社会の理解	
専門基礎分野	[略]		専門基礎分野	[略]	
	社会保障制度と生活者の健康			健康支援と社会保障制度	
専門分野	基礎看護学	10	専門分野	基礎看護学	10
	在宅看護論	4	I	臨地実習	3
	成人看護学	6		基礎看護学	
	老年看護学	4	専門分野	成人看護学	6
	小児看護学	4	II	老年看護学	4
	母性看護学	4		小児看護学	4
	精神看護学	4		母性看護学	4
	臨地実習			精神看護学	4
	基礎看護学	3		臨地実習	6
	在宅看護論	2		成人看護学	4
	成人看護学	6		老年看護学	4
	老年看護学	4		小児看護学	4
	小児看護学	2		母性看護学	2
	母性看護学	2		精神看護学	2
	精神看護学	2			
			統合分野	在宅看護論	4
				看護の統合と実践	4
				臨地実習	2
				在宅看護論	

						看護の統合と実践	<u>2</u>
合計				合計			
93				97			
備考1 授業科目及び授業科目ごとの単位数については、 学院長が別に定め、 <u>基礎分野</u> にあつては <u>360時間</u> の 講義等を、 <u>専門基礎分野</u> にあつては <u>510時間の講義</u> <u>等を、専門分野</u> にあつては <u>2,025時間の講義等</u> （う <u>ち1,035時間は、臨地実習とする。</u> ）を行うものと する。				備考1 授業科目及び授業科目ごとの単位数については、 学院長が別に定め、 <u>3,000時間</u> の講義等を行うものと する。			
2 [略]				2 [略]			
備考 改正部分は、下線の部分である。							

様式第1号から様式第11号までを削る。

改正前	改正後
様式第12号（第18条関係）	様式（第18条関係）
[略]	[略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

#### 附 則

- この規則は、平成21年4月1日から施行する。
- この規則の施行の際現に在学している者に係る授業科目、単位数その他の教育の内容については、この規則による改正後の看護師養成所管理運営規則（以下「改正後の規則」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 改正後の規則に規定する別に定める様式は、この規則の施行の日以後に提出する入学願書等について適用し、同日前に提出した入学願書等については、なお従前の例による。